7　一般電気事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該一般電気事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて法第十九条第一項の規定により供給約款（一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号。以下「算定規則」という。）第十九条の規定により料金を設定したものに限る。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は法第十九条第四項の規定により供給約款（算定規則第二十条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして供給約款を変更する日の属する月までの期間　電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

8　一般電気事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該卸電気事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該卸電気事業者の供給の相手方である一般電気事業者が法第十九条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は法第十九条第四項の規定により届出供給約款の届出をして供給約款を変更する日の属する月までの期間　当該一般電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（当該卸電気事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

別表第一(1)の表中

「除却仮勘定	」を
「原子力廃止関連仮勘定	」に
「電気事業固定資産」の項に準ずる。	」を
「電気事業固定資産」の項に準ずる。	」に

改める。

別表第一⑽の表中

「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する一般管理費以外の科目の項（貸方）を設けて整理する。（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがある場合に限る。）。」
「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する一般管理費以外の科目の項（貸方）を設けて整理する。（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがある場合に限る。）。」
「原子力廃止関連仮勘定償却費	」を

改める。

別表第二の第一表中

「除却仮勘定	」を
「原子力廃止関連仮勘定	」に

改める。

別表第二の第二表中

「一般管理費	」を
「一般管理費	」に
「原子力廃止関連仮勘定償却費	

改める。

別表第二の第五表中

附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	原子力廃止関連仮勘定償却費	
△		」を
△		
△		
△		
△		
△		
△		
△		
△		
△		
△		」に

改める。

別表第二の第六表中

除却仮勘定	原子力廃止関連仮勘定	
		」を
		」に

改める。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、同条第二項第三号中「共有設備費等分担額（貸方）」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第四条第三項第五号中「資産除去債務純計上額」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第六条第六項中「費用」という。）」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」という。）」及び「（過去の使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

第八条第二項第二号中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。